

若者の性と法律

～弁護士の視点から見る若者の性の問題～



2017. 6. 25 弁護士 高橋直紹

自己紹介

- **愛知県弁護士会所属**
- **20年くらい弁護士をやってる。**
- **比較的「子どもの事件」と「DV事件」が多い。**
- **弁護士会：子どもの権利委員会
子どもサポート弁護団
NPO法人子どもセンターパオ**

子どもセンターパオとは？

- 虐待などで帰る家がない、家があっても居場所がない子どもたちの支援。
- 子どもシェルターとステップハウス運営
- 弁護士が中心で設立。
- 権利擁護基盤型社会的養護
(パートナー弁護士)

子どもセンターパオとは？



子どもシェルター
「丘のいえ」



ステップハウス
「ぴあ・かもみーる」



咲江ちゃんからもらった質問①

基本的には未成年の場合は罪にはならないが、成人になった場合には『こんな罪になる』ということを、支援する大人たちがよく理解し、**大きな犯罪につながらないように抑制したい。**

咲江ちゃんからもらった質問①

例えば校内暴力やいじめなど、学校内でかたをつけてよい場合と、警察に相談した方がよい場合、児童相談所に相談した方がよい場合の線引きを知っておきたい。学校内でもみ消しにしないために。

咲江ちゃんからもらった質問①

未成年は罪にならない？

14歳以上の人には犯罪は成立。

ただ、その後の処遇の手続が異なる。

おとなの場合：捜査段階→検察官（起訴、不起訴）→裁判所で有罪の場合は刑罰（懲役刑、禁固刑、罰金等々）が言い渡される。

子どもの場合：捜査段階→検察官（全件送致主義）→裁判所（保護処分、逆送）

発想が異なる→保護主義・教育主義

「ぐ犯」という制度

咲江ちゃんからもらった質問①

学校内でかたを付けてよい場合、警察に相談した方がよい場合、見相に相談した場合の線引き・・・

事案によるので何とも言えないが・・・。

犯罪は犯罪として考えることは必要。暴力があれば暴行・傷害罪に該当する。

でも、ちょっとでもそういうことがあれば、警察に突き出すのか？

一般論から言えば、学校としての教育として限界か否か、警察に子どもを突き出すことがその子の今後の成長にとってプラスになるのか否かなどを慎重に検討する必要がある。

ゼロトランス的発想、切り捨てる発想は教育の放棄であり、その子の成長にはプラスにならない。

学校が抱えるにしてももみ消すこととは異なる。

咲江ちゃんからもらった質問②

スマホのコミュニケーションアプリを介して知り合った男性とLINEを介して上半身裸の写真を男性に送ってしまう。その後、性交してくれなければ写真を拡散する、自殺してやると脅されてホテルで性交に至る。この場合はどんな罪になるのか？

咲江ちゃんからもらった質問②

～脅されてセックスさせられる～

性交を強いる行為：強姦罪

(刑法 § 177)

13歳以上：「暴行又は脅迫」 必要

13歳未満：「暴行又は脅迫」 不要

いずれも3年以上の有期懲役

咲江ちゃんからもらった質問②

～脅されてセックスさせられる～

ちなみに刑法改正

- ① 「強姦罪」「準強姦罪」(被害者を女性に限定)
 - ・ 「強制性交等罪」「準強制性交等罪」(男性も対象に含める)
 - ・ 法定刑の下限「3年以上の有期懲役」→「5年以上の有期懲役」
- ② 「監護者わいせつ罪」「監護者性交等罪」の新設
- ③ 親告罪の規定の削除

咲江ちゃんからもらった質問③

～無理矢理キス～

中学生の男子が小学生の女子に無理矢理キスをした場合どんな罪に問われるか？女→男、同性同士、小学生同士の場合は？

咲江ちゃんからもらった質問③

～無理矢理キス～

- ・ **強制わいせつ罪（被害者：男女問わず）**
- ・ **公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（迷惑防止条例）違反**
 - ・ **女性からも同じ。同性同士も同じ。**
 - ・ **小学生の場合：刑事責任なし（触法少年）**
 - **児相送致**
 - （場合によって家裁送致）**

咲江ちゃんからもらった質問④ ～生徒の先生に対するセクハラ～

学校の女の先生に対して、ひどいセクハラ行為をした男子学生がいる。何歳から法律的罰則の対象になるのか？18～20歳の場合は。学校や親が相談する場所は警察？児童相談所？

咲江ちゃんからもらった質問④

～生徒の先生に対するセクハラ～

- **ひどいセクハラ行為？**
- **刑法的には、強制わいせつ罪、事案によっては強姦罪、名誉毀損罪、侮辱罪、業務妨害罪などに該当する可能性有り。**
- **刑法犯として成立するのは14歳以上**
この場合でも、20歳未満は少年事件として扱われる。
- **ただし、14歳未満でも触法少年・ぐ犯少年として兇相（場合によっては家裁）に送致される可能性あり。**
- **18～20歳の場合**

咲江ちゃんからもらった質問⑤

～過激なおふざけ～

男子生徒同士がおふざけて、下着を無理矢理おろしたり、マスターベーションを強要するという行為をした場合、加害男子生徒は罪に問われるか？成人の場合はどんな罪になるか？もし学校の先生が見て見ぬふりをした場合、学校の先生は罪に問われるか？

咲江ちゃんからもらった質問⑤

～過激なおふざけ～

- **強制わいせつ罪、強要罪・・・**
- **見て見ぬふりをしていた学校の先生
犯罪を助長させたりしていなければ刑罰は問わ
れないと思われる。
ただし、賠償義務の可能性。**

咲江ちゃんからもらった質問⑤

～リベンジポルノ～

- **ふざけて性器を露出した写真を撮り、友達がネット上に流出させた場合、どんな犯罪に該当するか？**
- **リベンジポルノは現実にどの程度の罪になるのか？**

咲江ちゃんからもらった質問⑤

～リベンジポルノ～

- 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律
- 私事性的画像記録
 - ① 性交又は性交類似行為に係る人の姿態
 - ② 他人が人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下この号及び次号において同じ。）を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
 - ③ 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

咲江ちゃんからもらった質問⑤

～リベンジポルノ～

- **第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者**
私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者
→ **3年以下の懲役又は50万円以下の罰金。**
- **他の人に前項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者**
→ **1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

咲江ちゃんからもらった質問⑤

～リベンジポルノ～

- **それ以外にも、被写体が18才未満であれば児童ポルノ/禁止法違反、それ以上であればわいせつ物頒布等の罪、内容によっては名誉毀損罪や侮辱罪。**
- **これとは別に民事責任も。**

咲江ちゃんからもらった質問⑥

～被害の相談～

元恋人にリベンジポルノをされた場合、被害者はまず誰に相談すべきか？先生、児童相談所、警察、弁護士？もし学校の先生が相談を受けた場合、誰に相談すべきか？

咲江ちゃんからもらった質問⑥

～被害の相談～

- **相談：まずは一番信頼できる人、相談しやすい人に相談すればいい。**
- **相談を受けた人は、警察、弁護士へ**

cf：子どもの人権相談

毎週土曜日（祝日・年末年始を除く）

9：45～17：15

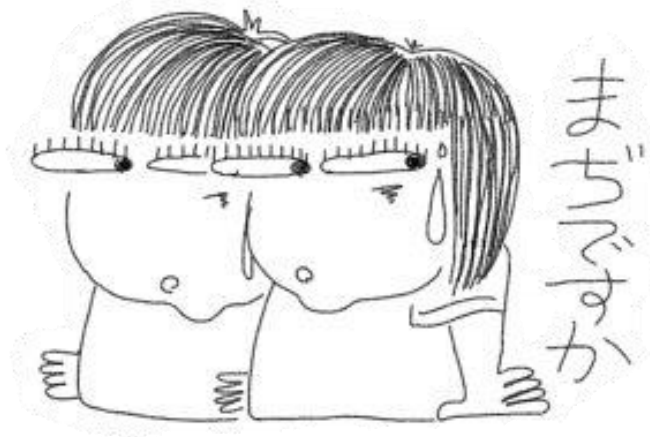
初回無料、電話&面談



咲江ちゃんからもらった質問⑦

～援助交際関係～

未成年女子が多数の男性を援助交際で誘った場合はどんな罪に該当するのか？



咲江ちゃんからもらった質問⑦

～援助交際関係～

援助交際をして男性が問われる可能性がある る刑罰

- **児童買春罪**：5年以下の懲役または300万円以下の罰金
- **児童ポルノ製造罪**：5年以下の懲役300万円以下の罰金
- **強制わいせつ・強姦罪**：相手が13歳未満のとき
- **出会い系サイト規制法違反**：100万円以下の罰金

出会い系サイトなどで児童に対し援助交際を目的とするような書き込みをした場合

咲江ちゃんからもらった質問⑦

～援助交際関係～

では、女性（女の子）は犯罪は成立しないのか？

**児童買春は児童の保護を目的とするもの
児童は被害者であり犯罪は成立しない。
ただし、「ぐ犯」で見相・家裁送致される可能性
有り。**

Cf: 児童買春の加害者からの示談申入

咲江ちゃんからもらった質問⑧

～薬物関係～

医師が処方した睡眠導入剤や精神安定剤を友達にあげたり、売買した場合。

咲江ちゃんからもらった質問⑧

～薬物関係～

• 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬事法）

§ 1の6：国民は、医薬品等を適正に使用するとともに、これらの有効性及び安全性に関する知識と理解を深めるよう努めなければならない。

§ 12-1：医薬品、医薬部外品又は化粧品の種類に応じ、それぞれ厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売をしてはならない。

• 麻薬及び向精神薬取締法

§ 50の16：向精神薬営業者でなければ、向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持してはならない。

咲江ちゃんからもらった質問⑨

～妊娠関係～

中絶、産むとき各々、彼氏が逃げてしまったが、明らかに相手はその男性である場合、男性は罪に問われることはないのか。



咲江ちゃんからもらった質問⑨

～妊娠関係～

- **性交の際：強姦罪・準強姦罪・青条例が成立するか否か**
- **中絶の際、出産の際：刑罰という意味では規定なし。**

民事上の責任はあり得る。

慰謝料、認知、養育費など。

咲江ちゃんからもらった質問⑩

～妊娠関係～

**何歳から戸籍上の母親になれるか？
小学生や中学生が出産した場合は、
その女性は法律上、一般女性と比べて
何が制限され不自由な点が発生す
るか。**

咲江ちゃんからもらった質問⑩

～妊娠関係～

- **何歳であっても戸籍上の母にはなれる。**
- **新たな戸籍ができ、筆頭者は出産した子、そこに生まれた子が入る。**
- **ただし、未成年者が出産した場合、生まれた子の親権者は未成年者の親権者。**
- **婚姻していれば別・・・成人擬制**
- **「制限」「不自由」・・・**
- **特別養子縁組**

咲江ちゃんからもらった質問⑪
～性虐待～

性虐待に関する法律で知っておいた方がよいものは？



咲江ちゃんからもらった質問⑪

～性虐待～

- **性虐待：密室（立証が困難）**
 - 長期間（暴行・脅迫が特定しにくい）
 - 青少年保護育成条例→児童福祉法違反
 - 準強姦→強姦・強制わいせつ
- **改正刑法**
 - 18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて
 - ・わいせつな行為をした者→強制わいせつ罪の例による
 - ・性交等をした者→強制性交等罪の例による
 - ・未遂も罰する。
- **親権喪失・親権停止（本人申立も可）**
- **損害賠償請求**

拙い話にお付き合いいただき
ありがとうございました。

